

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案	件)	(頁)
議案第 154 号	明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事に係る請負契約の締結について	1	
議案第 155 号	議決の変更について	2	

議案第154号

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事に係る請負契約の締結について

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成23年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約工事の名称 | 明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 340,515,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 川田建設・樋下建設特定共同企業体
構成員 川田建設株式会社盛岡営業所 所長 石川敏行
構成員 樋下建設株式会社 代表取締役 樋下光 |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 155 号

議決の変更について

平成23年10月27日議会の議決を得た議案第 126号明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成23年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「171,961,650円」を「185,498,250円」に改める。

提案理由

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

「放射能を海に流さないこと」とする法律、

放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

一 請願の趣旨

私たち「豊かな三陸の海を守る会」は市民運動として、青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場から、放射性物質を海や空へ放出しないことを求める法律制定の請願活動を行ってまいりました。

ところが、3・11大震災により三陸海岸の村落、市街は壊滅的な被害を受けました。とりわけ水産関連施設はご承知のように全壊と言っても過言でありません。

さらに、大震災を受けて東京電力福島第一原子力発電所は破局的な事故を引き起こし、周辺地域は放射能で汚染され除去の見通しは立たず、住民は移住を余儀なくされております。放射能汚染は福島県に止まらず、関東北部から岩手県南にまで及び市民生活はもとより、農業、畜産業にも経済的、精神的な被害をもたらしております。

このような状況の中でも、再処理工場は依然として海や空に放射性物質を放出し続け、さらには事故やトラブルを引き起こしながらも、来年10月の本格稼動に向けて準備を進めております。

本格操業が始まると、大量の放射性物質が海や空に放出され、その結果第2の福島原発になります。これ以上三陸の海が放射能で汚染されると、県民の健康はもちろんのこと、食の安全が脅かされます。また、三陸の漁業、農畜産業、観光が大打撃を受け、経済的損失は計り知れないのであります。そこで、放射能を海に流さないことを求める法律制定が必要と考えます。

三陸沿岸住民とりわけ子供の健康、漁業、観光、そして食の安全を守るために、法律制定に向けての請願が採択されますよう特段のご尽力をお願い致します。

二 請願の理由

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、私たちが心配していたとおり、工場内の放射能漏れや内部被爆、耐震設計のミス、せん断機の油漏れ事故、ガラス固化体製造の失敗など事故やトラブルが多発しています。これでは、将来大事故に繋がる心配は払拭できません。

この核燃料再処理工場は、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素129等の放射性廃液を沖合3km、水深44mの放水口から大量に放出しています。

現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制はありません。これでは放射能による汚染の心配が増すばかりです。

本県沿岸は世界三大漁場の一つに挙げられ、サンマ、イカの獲る漁業だけでなく、サケ、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった増殖漁業が盛んに行われ、安全な三陸の海産物を全国に提供してきました。三陸の自然がさらに放射性物質で汚染されると、沿岸住民の健康や食の安全も危うくなります。

このことを心配して、私たちは岩手県内各自治体に対し議会請願を行ってきました。その結果、現在、県内33自治体中、31市町村の議会が「放射能を海に流さない法律制定」の請願を採択し、意見書を国及び関係機関に提出しております。

こうした岩手県内の住民、漁民のかけがえのない海を守ろうとする願いが実現されますよう、貴議会において国に働きかけていただきたく請願致します。

三 請願事項

- 1 放射性物質を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書を国に提出すること。

「放射能を海に流さないこと」とする法律、
放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

紹介議員 田川 光正 ㊞

高橋重幸

守屋祐吉

平成 23 年 11 月 24 日

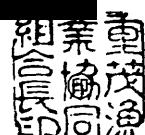
盛岡 市議会議長 村田芳三様

請願者

(住所)

(氏名) 重茂漁業協同組合

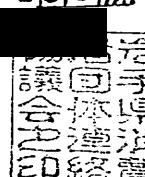
代表理事組合長 伊藤 隆一



(住所)

(氏名) 岩手県消費者団体連絡協議会

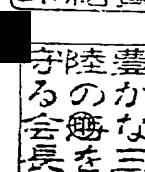
会長 高橋 克公



(住所)

(氏名) 豊かな三陸の海を守る会

会長 田村 剛一



請願第 10 号



請願文書表 平成23年12月盛岡市議会定例会（平成23年12月16日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
10	H23.11.24	「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願	岩手県宮古市重茂第一地割西大館 37-1 重茂漁業協同組合 代表理事組合長 伊藤 隆一 ほか2団体 (紹介議員) 細川光正 高橋重幸 守谷祐志	総務常任委員会